

江田島市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画《集約版》

■ 江田島市障害福祉計画・障害児福祉計画とは ■

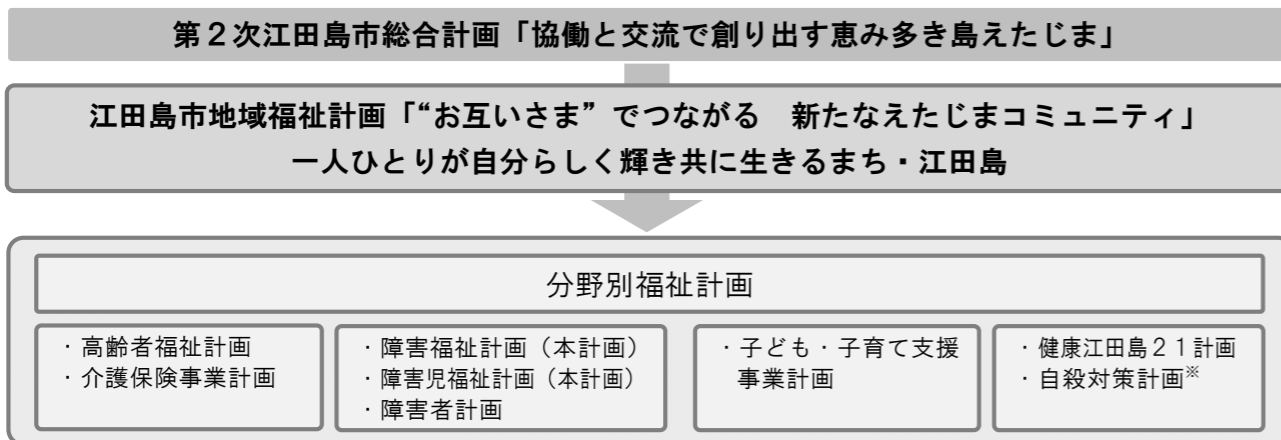
- 「障害福祉計画」とは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画です。
- 「障害児福祉計画」とは「児童福祉法」第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。
- 「江田島市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（本計画）」は、障害福祉計画と障害児福祉計画の双方の調和が保たれるよう、一体的に策定するものです。

■ 計画の基本理念 ■

一人ひとりが自分らしく輝き 共に生きるまち・江田島

■ 本市における計画の位置付け ■

○本計画は、国の地域共生社会の実現に向けた考え方や方針などを踏まえつつ、本市の上位計画である「第2次江田島市総合計画」の方針に基づき「第3次江田島市地域福祉計画（自殺対策計画含む。）」や障害者基本法に基づく「第2次江田島市障害者計画」をはじめ、関連する他の部門計画との整合にも配慮するものです。



※「江田島市地域福祉計画」に含む。

■ 計画の期間 ■

○本計画の期間は令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

■ 本計画において定める成果目標 ■

設定項目	設定内容
1 福祉施設入所者の地域生活への移行	・施設入所者の地域移行 ・施設入所者の削減
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	・地域生活支援拠点等の整備 ・地域生活支援拠点等の機能の充実
3 福祉施設から一般就労への移行等	・一般就労への移行 ・就労移行支援事業利用者からの一般就労移行者数 など
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・福祉関係者等による協議の場の開催回数 ・福祉関係者等による協議の場の関係者の参加者数 など
5 障害児支援の提供体制の整備等	・児童発達支援センターの設置数 ・保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 など
6 相談支援体制の充実・強化等	・総合的・専門的な相談支援の実施の有無 ・地域の相談支援事業者について
7 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	・障害福祉サービス等に係る研修への職員の参加人数 ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
8 その他の活動指標（発達障害者等に対する支援）	・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数 など

■ 本計画において定める障害福祉サービス事業量 ■

設定項目	設定内容
1 訪問系サービス	居宅介護，重度訪問介護，同行援護，行動援護，重度障害者等包括支援
2 日中活動系サービス	生活介護，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型），就労継続支援（B型），就労定着支援，療養介護，短期入所（福祉型），短期入所（医療型）
3 居住系サービス	自立生活援助，共同生活援助（グループホーム），施設入所支援
4 相談支援	計画相談支援，地域移行支援，地域定着支援
5 主な地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業，相談支援事業，成年後見制度利用支援事業，意思疎通支援事業，日常生活用具給付等事業，移動支援事業

■ 本計画において定める障害児福祉サービス事業量 ■

設定項目	設定内容
1 障害児福祉サービス	児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，居宅訪問型児童発達支援，障害児相談支援，医療的ケア児を支援するコーディネーター配置数
2 障害児の子ども・子育て支援等	保育園，認定こども園，放課後児童健全育成事業における障がい児等の保育